

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和3年
9月17日
(金曜日)

目次

- 規則
と畜場法施行細則の一部を改正する規則(生活衛生課).....一
- 告示
生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課).....一
道路の区域の変更(道路整備課).....二
道路の供用の開始(道路整備課).....二
土砂災害警戒区域の指定(砂防課).....二
土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課).....三
- 公告
国土調査の成果の認証(政策企画課).....三
令和三年度砂利採取業務主任者試験の実施(商政課).....三
一般競争入札の実施(水産振興課).....四
契約の締結(会計課).....七
- 選管告示
直接請求に必要な有権者の数.....七
- 公安委規則
山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則.....八
- 公安委公告
契約の締結.....八

と畜場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年九月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県規則第七十九号

と畜場法施行細則の一部を改正する規則

と畜場法施行細則(昭和五十九年山口県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

別表宇部市食肉センターの項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第二百七十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

令和三年九月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

居宅介護事業者 氏名又は 名称	住所又は主 たる事務所 の所在地	居宅介護事業所 名称	事業所 所在地	事業の 種類	廃止年月日
株式会社マス トコーポレー ション	光市中央三丁 目七番一八号	さくら・介護 ステーション 光	光市中央三丁 目七番一八号	訪問介護	令和三、 七、一

介護予防事業者
氏名又は住所又は主たる事務所の所在地
株式会社マス 光市中央三丁目七番一八号
トコーポレー 目七番一八号
シオン さくら・介護センターシオン 目七番一八号
光 介護予防訪問 令和三、七、一

山口県告示第二百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和三年九月十七日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和三年九月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道
路線名 光玖珂線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
周南市大字小松原字下和田三〇三二の一地先から同市同大字同字三〇二六の二地先まで	新	旧	最狭 一一・〇六	一一五・〇	道路改良工事の完了による。

山口県告示第二百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和三年九月十七日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和三年九月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
光玖珂線	周南市大字小松原字下和田三〇三二の一地先から同市同大字同字三〇二六の二地先まで	令和三年九月十八日

山口県告示第二百七十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定する。

令和三年九月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 区域の名称
小野(一)(30)、小野(一)(31)、小野(一)(32)、小野(一)(33)、小野(一)(34)、川上(一)(24)、際波(一)(26)、西岐波(一)(40)、東吉部(一)(38)、東吉部(一)(39)、善和(一)(25)
 - 二 区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び宇部市都市整備部土木河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 区域の名称
秋穂西(一)(2)、秋穂東(一)(22)、秋穂東(一)(23)、秋穂二島(一)(11)、朝田(一)(18)、大内御堀(一)(35)、小郡上郷(一)(78)、小郡上郷(一)(79)、小郡上郷(一)(80)、小郡上郷(一)(81)、小郡下郷(一)(26)、嘉川(一)(34)、上天花町(一)(8)、下小鯖(一)(50)、下小鯖(一)(51)、下小鯖(一)(52)、陶(一)(12)、鑄銭司(一)(11)、鑄銭司(一)(12)、滝町(一)(6)、徳地上村(一)(19)、徳地上村(一)(20)、徳地島地(一)(13)、徳地島地(一)(14)、徳地島地(一)(15)、徳地野谷(一)(29)、徳地引谷(一)(37)、徳地引谷(一)(38)、徳地深谷(一)(13)、徳地藤木(一)(21)、徳地山畑(一)(11)、徳地山畑(一)(12)、仁保下郷(一)(25)、仁保下郷(一)(26)、仁保下郷(一)(27)、仁保下郷(一)(28)、仁保中郷(一)(37)、仁保中郷(一)(38)、吉敷佐畑(一)(8)
- 二 区域の範囲
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百七十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九條第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域として次の区域を指定する。

令和三年九月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 区域の名称

小野(一)(30)、小野(一)(31)、小野(一)(32)、小野(一)(33)、小野(一)(34)、川上(一)(24)、際波(一)(26)、西岐波(一)(40)、東吉部(一)(38)、東吉部(一)(39)、善和(一)(25)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び宇部市都市整備部土木河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称

秋穂西(一)(2)、秋穂東(一)(22)、秋穂東(一)(23)、秋穂二島(一)(11)、朝田(一)(18)、大内御堀(一)(35)、小郡上郷(一)(78)、小郡上郷(一)(80)、小郡下郷(一)(26)、嘉川(一)(34)、上天花町(一)(8)、下小鯖(一)(50)、下小鯖(一)(51)、下小鯖(一)(52)、鑄銭司(一)(11)、鑄銭司(一)(12)、滝町(一)(6)、徳地上村(一)(19)、徳地上村(一)(20)、徳地島地(一)(13)、徳地島地(一)(14)、徳地島地(一)(15)、徳地野谷(一)(29)、徳地引谷(一)(37)、徳地引谷(一)(38)、徳地深谷(一)(13)、徳地藤木(一)(21)、徳地山畑(一)(11)、徳地山畑(一)(12)、仁保下郷(一)(25)、仁保下郷(一)(26)、仁保下郷(一)(27)、仁保下郷(一)(28)、仁保中郷(一)(37)、仁保中郷(一)(38)、吉敷佐畑(一)(8)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山口市都市整備部道路河川建設課に備え置いて縦覧に供する。)



(二〇二) 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九條第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

令和三年九月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
下松市	平成三十一年四月一日から令和三年二月十五日まで	下松市地籍図 下松市地籍簿	大字河内及び葉山二丁目各一部
平生町	平成十七年五月六日から平成三十年一月三十一日まで	平生町地籍図 平生町地籍簿	大字平生村の一部

二 認証年月日

令和三年九月十七日

(二〇三) 令和三年度砂利採取業務主任者試験の実施

砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十五條第一項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施します。

令和三年九月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 試験の日時

令和三年十一月十二日(金曜日) 午前十時から正午まで

二 試験の場所

山口市滝町一番一号

山口県庁商工労働部一号会議室

三 受験資格

年齢、性別、職歴、学歴等特別の制限はない。

四 試験の科目

(一) 砂利の採取に関する法令

(二) 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)

五 受験願書の受付期間

令和三年十月十一日(月曜日)から同月二十二日(金曜日)まで(郵送の場合は、十月二十二日までの消印のあるものは、有効とする。)

六 受験願書の提出先

山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一)

山口県商工労働部商政課

七 提出書類

(一) 受験願書

(二) 写真(縦六センチメートル、横四センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、撮影年月日、氏名及び年齢を記入すること。)

八 受験手数料

八千円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、令和三年十一月三十日(火曜日)とし、可否を受験者に文書で通知する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部商政課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十 その他

(一) 受験願書等の請求は、山口市滝町一番一号 山口県商工労働部商政課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「砂利採取業務主任者試験願書 部請求」と朱書し、次の表に掲げる受験願書等の請求部数に応じた金額に相当する切手を貼った宛先明記の返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を同封すること。

受験願書等の請求部数	金額
一部	百二十円
二部以上三部以下	百四十円

(二) この試験についての問合せは、山口県商工労働部商政課(電話〇八三一九三三―三二五五)にすること。

(三〇四) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和三年九月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

(一) 業務の名称及び数量

漁業取締船さらかぜの定期検査業務(船体部) 一式

(二) 業務の内容

入札説明書及び仕様書による。

(三) 履行期間

入札説明書による。

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入

札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(令和元年山口県告示第六十二号)又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(令和三年山口県告示第四十六号)に基づく資格審査において、船舶について特Aの等級に格付されている者であること。

(四) ドライドックにおいて業務を行うことができる者であること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県農林水産部水産振興課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県農林水産部水産振興課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県農林水産部水産振興課

(三) 受領期限

令和三年十一月二日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、令和三年十一月四日午前十時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県漁業調整委員会室

(二) 日時

令和三年十一月四日午前十時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和三年十月二十五日午後五時までに、山口県会計管理局会計課

(電話〇八三一九三三三九一五)に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県農林水産部水産振興課(電話〇八三一九三三三三三三〇)に問い合わせること。

(七) 〇に問(七)合わせる。

十一 Summary

(1) Division in charge of the contract: Fisheries Promotion Division, Agriculture, Fore-

stry & Fisheries Department, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the service to be required: A regular inspection of the hull of

the fisheries patrol boat Kirakaze

(3) Term of the contract: Specified in the tender manual

(4) Contact point for the notice: Fisheries Promotion Division, Agriculture, Forestry &

Fisheries Department, Yamaguchi Prefectural Government (Phone: 083-933-3530)

(5) Time-limit for tender: 5:15 P.M. November 2, 2021

(In case of bringing a tender: 10:00 A.M. November 4, 2021)

一 入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

(一) 業務の名称及び数量

漁業取締船さらかぜの定期検査業務(機関部) 一式

(二) 業務の内容

入札説明書及び仕様書による。

(三) 履行期間

入札説明書による。

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(令和元年山口県告示第六十二号)又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示(令和三年山口県告示第四十六号)に基づく資格審査において、機械、機器及び金属製品について特Aの等級に格付されている者であること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県農林水産部水産振興課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県農林水産部水産振興課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県農林水産部水産振興課

(三) 受領期限

令和三年十一月二日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、令和三年十一月四日午前十一時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所
山口市滝町一番一号 山口県漁業調整委員会室

(二) 日時

令和三年十一月四日午前十一時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和三年十月二十五日午後五時までに、山口県会計管理局会計課(電話〇八三一九三三三九一五)に申請書を提出すること。
(六) 詳細については、山口県農林水産部水産振興課(電話〇八三一九三三三三三三〇)に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Division in charge of the contract: Fisheries Promotion Division, Agriculture, Fore-

stry & Fisheries Department, Yamaguchi Prefectural Government

- (2) Nature and quantity of the service to be required: A regular inspection of the engine room of the fisheries patrol boat Kirakaze
- (3) Term of the contract: Specified in the tender manual
- (4) Contact point for the notice: Fisheries Promotion Division, Agriculture, Forestry & Fisheries Department, Yamaguchi Prefectural Government (Phone: 083-933-3530)
- (5) Time-limit for tender: 5:15 P.M. November 2, 2021
(In case of bringing a tender: 11:00 A.M. November 4, 2021)

(二〇五) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

令和三年九月十七日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
会計管理局会計課 山口市滝町一番一号
- 二 契約に係る特定役務の名称及び数量
財務会計システム電子決裁対応改修業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
令和三年八月二十四日
- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内一丁目六番六号
- 六 契約金額
三千八百十六万九千四百五十円
- 七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第百七十二号）第十一条第一項第二号に該当するため
- 八 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政



山口県選挙管理委員会告示第五十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十百分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次の表のとおりである。

令和三年九月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本 泰治

直接請求の種類	根拠規定	必要な有権者の数
県条例の制定又は改廃の請求	地方自治法第七十四条第一項	二二、八七三
県の事務の執行に関する監査の請求	地方自治法第七十五条第一項	二四二、九五二
県議会の解散の請求	地方自治法第七十六条第一項	一三、八七三
県議会の議員の解職の請求	地方自治法第八十条第一項	一三、八七三
知事の解職の請求	地方自治法第八十一条第一項	一三、八七三

副知事、県の選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会委員の解職の請求	地方自治法第八十六条第一項	二四二、九五二
県の教育委員会の教員又は委員の解職の請求	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八條第一項	



山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年九月十七日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第五号

山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則

山口県警察本部組織規則（昭和二十九年山口県公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項地域運用課に関する部分中第三号を削り、第四号を第三号とし、同条第六項警備課に関する部分中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 警察用航空機の運用に関すること。

附 則

この規則は、令和三年十月一日から施行する。

公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和三年九月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る物品等の名称及び数量

- 三 警察情報通信ネットワークシステム 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
- 一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
- 令和三年八月十八日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
- 富士通リース株式会社 東京都千代田区神田練堀町三番地
- 六 落札金額
- 二億三千四百九十六万円
- 七 入札公告日
- 令和三年六月十八日
- 八 その他

- (一) 契約担当者
- 山口県知事 村岡 嗣 政
- (二) 調達方法
- 借入れ
- (三) 落札方式
- 最低価格

令和三年九月十七日印刷
令和三年九月十七日発行

発行人 山口県庁
山口県知事